

こうした行為は **児童虐待**にあたります

しつけと児童虐待・体罰はまったく異なります

身体的虐待

- たたく・ける・投げ落とす
- 激しく揺さぶる
- やけどなどを負わせる
- おぼれさせる など

性的虐待

- こどもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

- 家に閉じ込める
- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 自動車の中に放置する
- 重い病気になっても病院に連れていかない など

心理的虐待

- 言葉による脅し・無視
- きょうだいの間での差別的扱い
- こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など



あなたを、まもる。
こどもを、まもる。

千葉県

